

第 36 条の条文、適用時期一覧

法令	昭和62年法	平成2年法	平成5年法	平成6年法	平成14年法	令和4年省令
施行日	昭和63年1月1日	平成2年12月1日	平成6年1月1日	平成7年7月1日	平成14年9月1日	令和4年4月1日
改正のポイント	*改善多項制の採用 (発明の数→請求項の数、出願の単一性)	*要約書の採用 →第36条2項の改正により番号繰り下がり	補正の改正 (要旨変更→新規事項)	*第36条の改正 →明細書の記載要件の緩和；発明の詳細な説明は「明確かつ十分に」記載、特許請求の範囲は「明確かつ簡潔」に記載。 *外国語書面出願制度の導入	*36条の改正 先行技術文献情報開示制度の導入(H14.9.1～ *1) (特許請求の範囲が明細書から分離) (H15.7.1～ *2)	*マルチマルチクレーム制限の導入(R4.1.1～ *1) *特許請求の範囲の記載に関する委任省令要件(特許法第36条第6項第4号)について、特許法施行規則第24条の3第5号を追加。
条 文	詳細な説明	3項 前項第3号の発明の詳細な説明には、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易にその実施をすることができる程度に、その発明の目的、構成及び効果を記載しなければならない。	4項 【同左】	4項 前項第3号の発明の詳細な説明は、通商産業省令で定めるところにより、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に、記載しなければならない。	4項 前項第3号の発明の詳細な説明の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。 1号 経済産業省令で定めるところにより、その発明の属する技術分野に属する通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであること。 2号 その発明に関連する文献告知発明(第29条第1項第3号に掲げる発明をいう。以下この号において同じ。)のうち、特許を受けようとする者が特許出願の時に知っているものがあるときは、その文献告知発明が記載された刊行物の名称その他のその文献告知発明に関する情報の所在を記載したものであること。	
	特許請求の範囲	4項 第2項第4号の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。 1号 特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。 2号 特許を受けようとする発明の構成に欠くことのできない事項のみを記載した項(以下「請求項」という。)に区分してあること。 3号 その他通商産業省令で定めるところにより記載されていること。	5項 第3項第4号の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。 1号 【同左】 2号 【同左】 3号 【同左】	5項 第3項第4号の特許請求の範囲には、請求額に区分して、各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。この場合において、一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である記載となることを妨げない。	5項 第2項の特許請求の範囲には、請求額に区分して、各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。この場合において、一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である記載となることを妨げない。	
	要約		7項 第2項の要約書には、明細書又は図面に記載した発明の概要その他通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。		7項 第2項の要約書には、明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した発明の概要その他通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。	
	経過措置	*従来法下出願されたものは従来法適用 附則 § 3 ①、§ 36③⑤、§ 123①は施行後の出願に適用し、施行前の出願は従前の例による。	従来法下出願されたものは従来法適用 特例法施行附則 § 2、改正前の特許法の規定は、なおその効力を有する。	*従来法下出願されたものは従来法適用 附則 § 2 ①、施行後の無効審判請求に適用(ただし § 123①については、施行後の出願に適用)	*従来法下出願されたものは従来法適用 附則 § 6 ②、36条、123条①四の規定及び訂正については、施行後の出願に適用	*従来法下出願されたものは従来法適用 *1 附則 § 2 ①、17条の2、36条④、48条の7、49条、50条、53条(中略) 184条の18の規定は、施行後の出願について適用 *2 附則 § 3 施行日以後にする特許出願(施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願を含む)について適用。